

「原爆」をめぐる想像力の枠組み

——ベトナム戦争と「アジア」言説を手がかりに——

高 榮 蘭

1 原爆パイロットの登場と「加害」への想像力

一九六〇年代に入ってから、被爆体験を持たない書き手による注目すべき作品が多くあらわれた。長岡弘芳は、『原爆文学史』⁽¹⁾において、一九六三年の「大田洋子の死を区切り」として、舞台が一つ回ったような感がある」としながら、大田の死と入れ替わるように登場した作品群として堀田善衛の「審判」（一九六〇年一月〜一九六三年三月）、井上光晴「地の群れ」（一九六三年七月）、いいた・もも『アメリカの英雄』（一九六四年一月〜九月、後半単行本）、高橋和巳『憂鬱なる党派』（一九六五年一月）などを取り上げている。これらの作品の中から、新たな傾向として注目されたのが、原爆を落としたアメリカ人パイロットを視点人物として組み入れた堀田やいいだの作品である。

両方の作品におけるパイロットはすべてクロード・ロバート・イーザリー少佐をモデルとしている。イーザリーは、一九四五年八月六日に気象観測機であるストレート・フラッシュ号に機長として搭乗し、僚機エノラ・ゲイ号の方に気象情報を打電する役割を担った。彼が日本に知られるようになったのは、一九五九年四月二〇日付『産経新聞』の記事以来であり、特に注目を浴びるようになったのは一九五九年八月四日付『朝日新聞』にギンター・アンデルスとの最初の書簡が紹介されてからである⁽²⁾。ギンター・アンデルスは、日本原水協の招待によりヨーロッパ代表の一人として、東京で開かれた一九五八年の第四回原水爆禁止世界大会に参加している。その翌年に、欧米ではすでに話題の人物になりつつあったイーザリーの直接的なメッセージを日本に紹介した。アンデルスは、イーザリーに始めて送った手紙のなかで、一九五九年八月六日の広島平和記念式典に集まる日本人々に対し

てメッセージを送るようになっていた。この手紙と、それに答える形で書かれたイーザリーの返事がセットになって『朝日新聞』に掲載されたのである。二人の文通は二年間にわたって続き、一九六一年一〇月にはアンデルスの編集でドイツ語に出版された。『朝日ジャーナル』は、ドイツでの出版に合わせるかのようになり、「良心——立ち入り禁止」というタイトルで、二人の文通の一部を、一九六一年一〇月一五日号から二月三一日号にわたって合計一二回の連載を行い、大きな話題を呼んだという。翌年には、広島平和記念式典前日の日付が刻印された日本語訳『ヒロシマわが罪と罰 原爆パイロットの苦悩の手紙』が刊行された³⁾。

ドイツ語で出された原著のタイトルが『良心の立ち入り禁止——広島パイロット、グロッド・イーザリーとギンター・アンデルスとの文通』であったことを考えると、日本語訳は日本語読者の願望にそのようなタイトルへと変更されたと言っても過言ではないだろう。アメリカにおいてすら忘れられていたイーザリーに「悲劇の英雄」というイメージが強く刻まれるきっかけとなったのは、『スター・テレグラム』に掲載された「苦悩の第二次世界大戦の英雄——戦友に連行され刑務所への道をたどった原爆爆撃隊員」である。同紙の記者が、記事のネタを求めて偶然寄ったフォートワースのタラント郡刑務所で、郵便局強盗で服役中であつたイーザリーに興味を持ち、彼の話を一九五七年三月一八日から三日連続記事にした。それに対し注目が集まり、四月一日には同様な内容の記事が『ニューズウィーク』に取り上げられ、ドイツにいたアンデルスにまで知られるようになったのである。欧米のメディアにおいて、原水爆実験に対する批判的記事と並行する形で、イー

ザリーによる自殺未遂事件、食料品店押し入り事件、郵便局強盗事件などが、精神錯乱から来ていると判断され、退役軍人専用の病院の入退院を繰り返していたという経歴がすべて、一九四五年八月六日に広島原爆投下への「罪意識 あるいはアメリカへの「抵抗」として再定義されていくのである⁴⁾。

当時のメディア報道と実際の資料との間に見られる齟齬を丁寧に調べた佐藤とよ子によれば、メディア報道の推移やギンター・アンデルスとの文通を経験しながら、イーザリー自身の発言にもかなりの変化が起きるようになったという。日本からの問いかけに関する応答にも同様な現象が見られたのは確かである。

例えば、『東京新聞』（一九六〇年一月二四日掲載）の質問「原爆投下後十五年たったがこの際日本人、特に原爆被災者に伝えたいことは」に対し、イーザリーは、彼自身が目撃したはずのない「爆発した原爆をみて」という立場から「原爆被災者」へのメッセージを書き起こしている。また、『東京新聞』の「あなたが精神錯乱に陥った直接の原因は広島への原爆投下に参加したことにあるのか」という質問からうかがえるように、当時の日本メディアにおいてイーザリーの「精神錯乱」と広島の問題は、切り離したい所与の前提となつていくことがわかる。このように「精神」にかかわる病が、原爆パイロットの「罪と罰」をもつとも効果的に可視化する装置として期待されていたというのは言い過ぎだろうか。それは、そのような「病」とは無縁に見える、エノラ・ゲイの爆撃手ロバート・ルイスが、同様な小説のモデルになれなかったことを考えると明らかではないだろうか。ルイスは、一九五五年にアメリカNBCテレビの「This Is Your Life」に出演し、

日本からの被爆者の前で後悔の念をあらわにしている。

堀田善衛の『審判』（『世界』、一九六〇年一月号〜一九六三年三月号）やいいだ・もも『アメリカの英雄』（『新日本文学』、一九六四年一月号〜九月号、後半単行本）などの作品は、上記のようなイーザリーをめぐるメディア報道と並行する形で連載されることになる。これらの小説について、これまでは「原爆パイロット」と括られる人物の内面に介在する形で展開される物語内容から、日米関係を軸とする加害／被害の構図と「倫理」の問題が見出されてきた。ジョン・トリートによる「核戦争の倫理的諸問題を探求した日本の原爆文学作品」⁽⁵⁾という意味付けがその典型といえよう。黒古一夫は『審判』と『アメリカの英雄』に共通する「(狂)」をもたらずものとして被害——加害の同義性」に注目しながら、以下のように述べている。

B 二九爆撃機で広島・長崎まで世界で最初に原子爆弾を運んだ乗務員（操縦士）を主人公に、原爆投下によって地上に出現した（地獄）の現実を彼らが知るることによって苦悩の淵に沈むその様を、この国の被爆者との関係で描いたものである。そしてこれらの作品には、加害者が被害者に、被害者もまた加害者の可能性として存在する、という（戦争）がもたらず最大の悲劇とパラドクスがたくみに描かれている。⁽⁶⁾

特に、「加害者が被害者に、被害者もまた加害者の可能性として存在する」ことをうまく捉えているものとして注目されたのは、堀田善衛の『審判』であった。鶴見俊輔は二つの作品の違いにつ

いて触れながら、いいだももの『アメリカの英雄』は「日本人によってこれまで書かれた小説としては珍しくそこに日本人がいつさい出てこない」点において、「日本の文学史にははじめて現われた作品」である。それに対し、堀田善衛『審判』は「世界の現代史の一部として原爆を取り組んでいる」⁽⁷⁾と意味づけているのだが、それを平野謙の表現に言いかえると「戦争責任の対決」になるだろう。平野謙は『審判』について「ヒロシマ・ミシシヨンの遂行によって日常的時間から排除されたポール・リポルトと日中戦争で数人の男女を殺した戦争責任のために、自殺を試みて未遂に終わったり、離人症にかかったりした高木恭介」⁽⁸⁾による二つの「戦争責任の対決」がこの物語の軸になっていると強調している。

原爆を題材とする作品の多くは、アメリカの原爆投下を起点とせざるをえない。それによって後景に追いやられるのは、中国以外のアジアでの侵略戦争の記憶であり、植民地支配の記憶であったのは確かである。黒古一夫は、「原爆パイロット」関連の小説が一九六〇年代に集中して登場する文脈を「六〇年安保（闘争）」から見出している⁽⁹⁾。彼は、六〇年日米安保条約が冷戦構図のなかで改定されることによって、日本が西側諸国の一員としての役割を要請されるとともに、「自立した帝国主義国家として一人歩き」をはじめた状況が、「反米感情を基底にした原爆投下の加害責任をアメリカ合衆国に問う」作品が出現する土台として機能していたと述べている。

その一方で、次頁の表にあるように、堀田善衛『審判』からいいだも『アメリカの英雄』にいたるまでの時間は、ベトナム戦

争を媒介に再び浮上する米軍との記憶だけではなく、日韓国交正常化交渉を媒介に浮上する植民地支配の記憶が複雑に交錯していた時期でもあったことに注目すべきである。また、原爆パイロットを題材とする小説の書き手たちは、ベ平連（「ベトナムに平和を！」市民連合の略語）発足の呼びかけ人であり、特に堀田善衛は脱走米兵を自宅に匿ったことでも知られていることも意識する必要がある。本稿では、このような歴史的な偶然を踏まえながら、ベトナム戦争や日韓国交正常化をめぐる議論における「アジア」言説に注目し、それが同じ時期に編成されたと言われる「原爆文学」と「在日文学」というジャンル枠組みの編成にどのような役割を担っていたかについて考えたい。

【表】 韓国のベトナム派兵と日韓国交正常化関連

63	62	
7	8	
		米軍の流れ
岡村昭彦、南ベトナムへ（PAN A 通信社と特約）	G・アンデルス、C・イーザリー『ヒロシマ 我が罪と罰』	日本のメディアと反戦運動
		韓国軍派兵・日韓国交正常化

65			64	
1	12	11	10	10
1／解放戦線、			北ベトナム、南ベトナムに戦略部隊の投入を開始	
1／岡村昭彦『南ベトナム	日野啓三、読売新聞初代サイゴン常駐特派員として南ベトナム	開高健、朝日新聞社臨時海外特派員としてベトナムへ。	10／東京オリンピック開催、24日まで	堀田善衛『審判』（岩波書店）
8／韓国、南ベトナム	3／日韓会談再開		韓日会談は完全に中断。	大統領選挙

3	2	
<p>2／米軍の恒常的北爆開始 8／米海兵隊3</p>	<p>7／米・北ベトナムのドンホイ基地を攻撃（北爆開始）</p>	<p>南ベトナム軍に勝利（ビンジャの戦い）</p>
<p>開高健『ベトナム戦記』朝日新聞社 4／ベ平連・ベト</p>	<p>14／開高健、サムック作戦に同行。</p>	<p>ヴェトナム戦争従軍記（岩波新書） いいだも『アメリカの英雄』（河出書房） 8／開高健、『南ヴェトナム報告』を『週刊朝日』に連載。（3月）</p>
	<p>20／日韓基本条約（ソウルで仮調印） 椎名外相訪韓（17〜20）、ランディング・ステートメントで「謝罪」の言葉発表。反対運動を再開。 25／韓国軍第一陣、サイゴンに到着。</p>	<p>ナムへ20000人の派兵を決定。</p>

7	6	4	
	<p>19／グエン・カオ・キ軍事政権樹立。テイラ大使辞任。</p>	<p>17／ワシントンで1万人の反戦デモ、即時停戦を要求。</p>	<p>5000人が南ベトナム・ダナンに上陸（米の直接介入開始）</p>
	<p>22／日韓基本条約（東京で正式調印）</p>	<p>24／「ベトナムに平和を！市民・文化団体連合」（ベ平連）発足、1500人デモ</p>	<p>ナムに平和を！市民連合の運動が始まる</p>
<p>2／戦闘部隊の派兵が決定 14／韓日条約批准同意案、共和党のみの本会議において通過。</p>			

2 ベトナム反戦とアジア侵略戦争の記憶をめぐる遠近法

一九六五年一月二六日『ニューヨーク・タイムズ』に、「Can bombs bring peace to Vietnam? (爆弾でベトナムに平和をもたらすことができますか?) An appeal from citizens Japan (日本の市民からの訴え)」という全面広告が掲載された。この意見広告を出したのはベ平連である^⑤。この広告の冒頭は「アジアにおけるアメリカの最良の友は一億の日本人です」という文句から始まる。「中国本土での15年に及ぶ戦いから、日本人は厳しい教訓を学びました。すなわち武器によって民心を得ることはできないということです」と述べ、アメリカによる北爆と、総力戦下の日本による中国侵略を並置させながら、日本の失敗を反面教師とし、北爆をやめることを促している。さらに、『朝日新聞』が「日本最大の中立系新聞の一つ」であると強調しながら、同新聞が行った世論調査(同年八月二四日掲載)の結果、調査対象の94%がベトナム戦争を注視し、60%が「戦火に巻きこまれないかと真剣に憂慮している」と述べている。冒頭にあるこの数字は、アメリカが引き起こした戦争に巻き込まれる可能性を「憂慮」している日本の市民から、すでに巻き込まれているアメリカの市民にむけて「黙っているのをやめ、声をあげてください!!」と「われわれと共に」戦おうという最後の言葉と響き合う構図になっている。

ここで改めて確認するまでのなく、ベ平連が提唱していた「普通の市民」は「日本国民」に言いかえることが可能な言葉である。上記の「反戦広告」下段には、「無数の個人の献金」によるこの広告が、「政治的イデオロギーや信仰をこえた大多数の日本国民

民の意見を表わす」ものであることも合わせて記されている。「過去」の日本対中国の関係と「現在」のアメリカ対ベトナムの関係が重ね合わされ、「日本の市民」と「アメリカの諸君」の親密さが前景化される空間において、日本対ベトナムとの関係、すなわち過去の戦争において、日本帝国の軍隊が北ベトナム地域を軍事占領していたことが語られることはない。ただ、アメリカによって「ベトナム人の血がながされることを座視できない」日本の市民は、ベトナム戦争下に置かれているベトナム農民の気持ち(「アジア人の気持ち」)を代弁しながら、アジアにおける「われわれ日本人」という立場から平和を語っているのである。ベトナム戦争をめぐる「アジア」のいま・ここについて対等に語りうるものとして前景化されるのは、「日本(人)」と「アメリカ(人)」だけであり、それはベ平連とカリフォルニアの反戦デモの「同時性」を演出するために、小田実が「高い」「国際電話」で両方の会場をつなげ、日・米市民の対話を演出したのと同様な構図の上にあつたと言えよう。後述するが、ここに介在しているのは、当時のベトナム戦争報道に構造化されていた「開発途上国」と「先進国」という線引きが「アジア」のいま・ここを位階化するもう一つの分割線として機能し、それがアメリカと日本の隣接―親和関係の担保になっていたことである。

その一方で、ベトナム反戦を語る言説にはもう一つの過去が介在していることに注意すべきである。過去のアメリカと日本の「関係―戦争」が「原爆」を媒介に召喚され、それがアメリカに対してベトナム戦争反対への連帯をうながすための正当性となる。例えば、日本人記者としてはじめてベトナム戦争取材のために南

ベトナム入りしていた岡村昭彦（当時、PAN A通信）の以下の言葉を読んでみよう。岡村昭彦は、特派員の間で経験豊かなりリーダー的な存在として慕われ、他の新聞記者の従軍記に登場することも多かった⁽¹¹⁾。

わたしはアジア人の一人として、そして世界でただ一国、原爆の恐ろしさを皮膚で知っている日本人として、アメリカ人にアジアを学べと忠告したい。長い間の屈辱的な植民地支配で動物のように扱われてきたベトナム民族に平和な生活の保証を与えることは、いまや人道上の問題なのである。⁽¹²⁾

「原爆の恐ろしさを皮膚で知っている日本人」という言葉の背後には「アメリカ」が落とした原爆という言葉が省略されている。「日本人」と「アジア人」の間には距離がなく、アジア人であり日本人でもある「わたし」が、「アメリカ人にアジアを学べと忠告」しているのである。ここでベトナム民族の「屈辱的な植民地支配」をめぐる記憶の背後に省略された言葉は「フランス」であろう。欧・米からの苦しみを味わった同じアジア人として、ベトナム民族と日本人が並置される空間において、日本とベトナムの間にある侵略戦争の記憶が前景化されることはない。

一九六四年末から日本メディアのベトナム取材体制が本格化していく。大手メディアが競い合いながら南ベトナムに特派員を派遣していく。一九六四年一二月に読売新聞の特派員としてサイゴン入りした日野啓三は、アジアにおける紛争地域の取材を専門としていた。彼は「一九六四年末に、日本のジャーナリズムは、初

めて本格的なベトナム報道体制をとりはじめた」（二二四）と指摘しながら「日本にとっては、ベトナム問題は、一九六四年夏まで、ベトナムという海の彼方の彼方の問題であった。性質としてはコンゴの内戦と大差なかった」（二二五）。「一九六四年末から六五年春にかけての時期が、いわばベトナム報道の頂点だったわけだが、われわれ自身は実は無我夢中の状態で走りまわり、書きまくり、撮りまくったのであって、それが日本にどういう影響を与えているかはよくわからなかった」（二二四）。ちょうどこの時期に、日本におらず、ベトナムにいたために、むしろ「どうしてベトナム関心があのように急に高まったのかよく理解できないところが」あった（二六〇）と述べている。

ベトナムでニュースを発信していた記者自身が戸惑うほどの「ベトナム」熱の高まりは、一九六四年八月の米軍がでつちあげたと言われるトンキン湾事件と北爆開始の影響^だとは考えにくい。なぜなら、八月のトンキン湾事件と一二月以後のベトナムをめぐるメディア・イベントの間には、東京オリンピック（一〇月一〇日から二四日）関連ニュースがメディアを埋めていたからである。日野のいうベトナム報道体制の整備が東京オリンピックの直後から行われたことを考えると、「ベトナム」に関するメディア・イベントは「この頃の私たちの娯楽のひとつは、ベトナムの残酷なニュースをみることで」（二二四）という手紙を送ってきた日野の友人のような読者「視聴者を量産した可能性は否定できない。ちょうどこの時期、日本共産党を除名され、ベ平連の事務局長になっていくことになる吉川勇一は、一九六五年「二月中には、マス・メディアの影響によって、一般国民の日常の挨拶の

中まで、お天気のつぎにはベトナム戦争が話題になるほど」にあってきたとのべ、それに対し既成の政党、労組、平和団体からも、行動の呼びかけは「一向になされなかった」と指摘している。¹⁴⁾

このように、ベトナム熱が急上昇していた、一九六五年三月に、ベ平連は結成された。ベ平連の歴史を見ると、一九六五年二月七日に開始された米軍の北ベトナム攻撃が契機となったと記されているが、初期の盛り上がりを当時の状況と照らし合わせて考えると、ベトナム熱によつて支えられたと言わざるを得ない。ベ平連の正式な発足もかねた、四月二四日の初めてのデモには約千五百人が参加し、五月二二日の二回目のデモには三千人が参加している。七月に開高健の提案ではじまった、上記の『ニューヨーク・タイムズ』紙への反戦広告掲載のための募金はわずか三カ月で目標額である二百五〇万に達する。一九六五年三月から四月の間、ベ平連を立ち上げるために鶴見俊輔が電話をすると、小田実だけではなくほとんどの人がすぐその場で参加を表明したらしく、それについて鶴見はアメリカのベトナム爆撃に対する反対の機運が強かったからだと感じたという。特に、戦争を経験した世代にとつて米軍のベトナム空襲の映像と写真が、総力戦の記憶、とりわけ米軍の空襲―被害の記憶を呼び起こしたことは想像に難くない。

小田実をはじめ、初期ベ平連メンバーは、ベトナム反戦運動に「沖縄の問題」や「日韓の国交回復」問題などの「色がつく」ことを警戒していた。『現代の理論』（一九六五年八月号）に掲載された小田実・佐藤昇・安東仁平衛・池山重郎らによる「ベトナム戦争への対応と運動のあり方」に注目してみよう。

小田実：日本にとつて重大な問題というのは、他にもかかえている。沖縄の問題、あるいは日韓の国交回復という問題もある。沖縄の問題で、講演会を開いたんです。僕が沖縄に今年のはじめに行ったので、ひっぱり出されていったんですが、閑散として、聞いている人はいつも沖縄のことを叫んでいる人たちなんです。つまりいい意味でも悪い意味でも色がついている。そういう人たちが来てやつている。仲間うちだけの対話で話が進んでいる。おそらく日韓もそうじゃないかと思うんです。しかしベトナムのばあいは、全然知らない人が来る。（中略）ぼくは極端にいって日韓とベトナムをくつつけることは反対です。

佐藤昇：一つの大衆運動を起こしてゆく場合、関連があるからとか、同じように重要だからということで、いろいろの闘争課題をもち込んで是非でも同時に追及しようという例の癖ですね。日韓問題や沖縄問題の重要性を説くことは必要ですけど、それをかならずベトナム戦争反対闘争にむすびつけようとするのは困るわけです。

小田と佐藤は二人とも「日韓問題」や「沖縄問題」の重要性について否定しているわけではない。しかし、組織運動としてのイメージが強い両方に関する運動が、新たに立ち上がるベトナム反対闘争に「むすびつけ」られることに対しては抵抗を覚えていたことがわかる。一九七〇、八〇年代に韓国民主化運動支援に積極的であった小田のことを考えると意外かもしれない。ここで注目

したいのは、上記の小田の言葉からうかがえる、当時の「普通の市民」の興味のありかについてである。「沖繩問題」「日韓問題」はいつも同じ人しか集まらない、「仲間うちだけ」の世界であり、「普通の市民」にとつては何の興味の無い世界なのである。同様な論理は、「日韓条約」に関する座談会からもうかがえる。

静野精三郎・林健彦・中嶋竜美・藤島宇内「日韓条約一年目の現実」(『現代の眼』一九六六年二月号)において、沖繩問題、日韓問題、被差別部落問題に関するルポなどを手掛けていた藤島宇内すらも、「ヴェトナム侵略反対と日韓条約反対とを結びつけるのは考えものだ」という。なぜなら、「ヴェトナム侵略戦争反対運動」だけに特化した場合、「これならわかりやすくして、大へん幅の広い多くの人々がついてきてくれる」からだという。「もしも私が日韓条約反対まで唱えだしてごらん下さい。私についてきていた皆さんの人々はびつくりして逃げてしまいますよ。運動を幅広くするためには、私のような位置にあるものは日韓に手をふれぬ方が得策と思っているんですよ」と述べながら、大衆が拒否反応を起こす「日韓問題」はベトナム反戦運動の障害物になるとはつきりと断言しているのである。

先ほどの【表1】を見ると明らかのように、ベ平連を中心とするベトナム反戦運動の動きは、日韓基本条約、韓国軍のベトナム派兵の時期と重なる。アメリカ市民とともにアメリカ軍のベトナム派兵について強い反対を唱えていた日本の「普通の市民」が、韓国市民に対して韓国軍のベトナム派兵、反対をともに唱えようとかたりかけることはないのである。上記の座談会で、小田実が日韓条約には賛成であるが、ベトナム戦争には反対する「普通の市

民」を排除してはならないという発言が「運動」の声として説得力が持てたのは言うまでもない。

日本において、ベトナム戦争の最前線であった「沖繩」、日本による植民地支配の問題が問われてしまう「日韓国交正常化」という言葉を排除することによって進められたベトナム反戦運動において、被爆経験を持つている「日本人」を語るのには、上記でとりあげた従軍記者の岡村昭彦だけではない。先述したように、『アメリカ英雄』を書いたいいだもは、ベ平連の呼びかけ人の一人である。彼は、『ニューヨーク・タイムズ』の反戦広告掲載のために展開された募金運動の過程で作られた『平和を呼ぶ声 ベトナム反戦・日本人の願い』において、「憲法第九条の「戦争放棄」条項」と「ヒロシマ・ナガサキの廃墟から」再出発を「平和という価値を最高の価値」としてきた戦後民主主義の理念として並置させている⁽⁵⁾。同じ本には、広告掲載のための募金に参加した人々の声が収録されている。そこにも原爆体験が語られ、アメリカによる日本空襲の記憶と米軍によるベトナム空襲の記憶が同様な構造にあるものとして可視化される。例えば、一〇年以上前から原爆反対運動に参加してきたという北海道からの手紙には、「二十余年余の間アメリカ兵によって祖国日本の土を踏みじられておりますことに、更に又世界の戦争の危機をおしつけられていることに、限らないいぎどおりを感じております」と述べた上で、「アメリカ人自身のため、世界のため」に募金に賛同することを書き添えている⁽⁶⁾。

戦争を阻止するための運動の主体を語る場において前景化されるのは、アメリカと日本の市民である。その一方で、アメリカに

よる「北爆」から結びつけられるのは、同じ空爆被害者としての過去の日本人と、現在のベトナム人である。興味深いのは、ここでのベトナム人はアメリカと連合している南ベトナムではなく、北ベトナム、すなわち過去に日本軍が軍事占領をしていた地域の人々なのである。にもかかわらず、過去の日本と過去のベトナムが節合されることはない。だとすれば、このような流れを經由しながら立ち上がる「原爆文学」というジャンルの問題をどのよう

3 文化現象として「原爆文学」と「在日文学」の交錯

まず、川口隆行による、一九六〇年代後半が「原爆文学」というジャンルが領域化し、その認知をめぐって様々な葛藤を生み出していった時期であったという指摘に注目したい。川口は、一九七三年の長岡弘芳『原爆文学史』に「朝鮮人被爆者をめぐる問題が散見されている」ことに触れながら、「原爆文学」というジャンルの領域化と「朝鮮人被爆者が発見され、問題化される」時期が重なっていることを明らかにしている。ここでいう朝鮮人被爆者発見とは、韓国側の動きによって始まった、在韓被爆者実態調査にむけた動きのことである。

一九六四年から韓国赤十字社や在日韓居留民団が在韓被爆者実態調査に乗り出し、一九六七年七月には韓国原爆被爆者援護協会が設立され、一月には在韓被爆者がソウルの日本大使館に補償を要求した。「こうした韓国側の動きに応答するように、日本のメディアも朝鮮人被爆者・在韓被爆者について報道するようにな

り」、一九六八には年核兵器禁止平和国民会議広島全国集会を契機に韓国被爆者救援日韓協議会が結成されたという⁽¹⁷⁾。

興味深いのは在韓被爆者への関心の高まりが、帝国日本による植民地支配の「生き証人」でもあった「在日朝鮮人」という存在が著しく減っていく時期と重なる形で生じたということである。

それは、日本と北朝鮮との連携による帰国事業、また日本と韓国政府の連携によって在日朝鮮人の日本帰化率を上げるために取られた緩和政策によるものである。一九五九年一月に始まった帰国事業をめぐって、テッサ・モリス・スズキはソ連・中国・アメリカ・日本・韓国・北朝鮮の思惑が如何に交錯していたのかについて、二〇〇〇年代半ばに公開された資料（特にジュネーブの赤十字のもの）を使いながら分析している。ここから浮かびあがるのは日本政府の積極的な働きかけである。

岸政権にとつて日米安全保障条約改正が重圧の度を強めていた時期、朝鮮人の「帰国は人気維持にきわめて役にたった」という。

また、帰国事業に限っては野党の協力が得られたようである。このような日本の政権権力の思惑は、東アジア政治への介入と労働力の確保のために在日朝鮮人を求める北朝鮮の金日成政権の思惑ともうまく重なり、約八万人以上の大移動が始まったのである。

それに対する韓国政府の激しい妨害工作については当時の日本メディアも話題にしている⁽¹⁸⁾。そのため、帰国事業をめぐる言説の場で前景化されるのは、日本の政治権力の介入ではなく、南北の対立構図の方であった。ただ、北朝鮮への移動の阻止に必死であった韓国政府が、在日朝鮮人の韓国への受け入れを望んでいたわけではない。むしろ「在日朝鮮人を日本との外交的行き詰まりを

打開する交渉材料として利用するほうに熱心だった」という⁽¹⁹⁾。

在日朝鮮人の不安定な法的地位は、一九六五年の日韓国交正常化以後、南北の「国籍」をめぐる攻防を媒介に再浮上することになる。日韓協定と一緒に結ばれた「在日韓国人法的地位協定」に基づいて、韓国籍の在日朝鮮人だけに協定永住権が与えられる。

そして、日本の法務省は、同年一〇月二六日に、外国人登録証明書の国籍記載欄の「韓国」は「国籍」であるが、「朝鮮」は「符号」であるとする「政府統一見解」を発表した。これに対抗する形で在日朝鮮人連合会（総連）系の在日朝鮮人は「朝鮮籍」を「朝鮮民主主義人民共和国の海外公民」をあらわすものとして認めることを要求した⁽²⁰⁾。すなわち、日韓国交正常化以後、両国政府レベルにおける、「韓国籍」の国籍化への動きが、総連関係者による「朝鮮籍」の国籍化への動きを誘発したといえよう。

まさにこの時期、日本では「長期的な治安政策上の観点から、帰化という法的手段による在日朝鮮人の同化（日本人化）策」が打ち出されて行く。それに歩調をあわせるかのように、韓国の李東元外務部長官が「在日僑胞は遠からず、自然に日本人に同化する運命にある」という発言をした。金英達は「在日朝鮮人帰化政策が、韓日会談を通じて韓国政府側の暗黙の了解をとりつけていたものだ」と述べ、「帰国事業は一方では帰化へのインパクトにもなった」という日本政府側の見解を援用しながら、「朝鮮人の帰化許可数のピークをなすのは一九六四年」であると指摘している⁽²¹⁾。一九六四年とは、先述した韓国側の要求によって、在韓被爆者への調査が本格化していく時期である。結局、韓国政府は、「過去」をめぐる交渉の場において、北朝鮮を排除した上で、日

本の内部にいた在日朝鮮人の消去に加担しながら、朝鮮半島の被爆者の存在（＝韓国）を強く可視化させる戦略をとっていたことになる。

だとすれば、「原爆文学」というジャンルの領域化と同じ時期に浮上した「在日朝鮮人文学」の問題⁽²²⁾をどのように考えればよいのだろうか。李孝徳は、一九六〇年代後半から七〇年代はじめに注目し、「在日朝鮮人作家の文学作品が（在日朝鮮人文学）」として認定された時期であったと述べている⁽²³⁾。この時期、金鶴永（一九六六年に文藝賞新人賞を受賞）、李恢成（一九六九年に群像新人文学賞を、一九七二年に芥川賞を受賞）、金石範、高史明などが、新たに浮上してきた。この現象を李孝徳の議論に基づいて考えると、「在日朝鮮人」というアイデンティティーが強く意識されることになり、東アジアにおける冷戦構図が刻まれる形で、それぞれが異なる個性を発揮する作品を書いたとしても、「在日朝鮮人文学」という枠組みのレベルでしか思考されなくなつたことを意味する⁽²⁴⁾。

当時小田実は李恢成との対談「文学者と祖国」（『群像』一九七二年五月）で「在日朝鮮人の文学」が「わりともてはやされている現状」を指摘し、この現象により在日朝鮮人の文学が「日本の文学の風土の中にそれこそ風化されていく可能性というのがひよつとしてあるんじゃないか。それは非常にいやなんです」と述べている。この問題を川口によって提起された、「原爆文学」というジャンルの領域の問題と合わせて考えると、興味深い交錯が見られる。川口は「原爆文学（史）」の起源にはナショナルな欲望が充填されていること、「原爆文学」というジャンルの成立そのも

のが、戦後日本というナショナルな空間の同一的な構築、脱構築、再構築といった実践と極めて深く結びついていたことを指摘している。李と川口の指摘に基づいて考えると、同時代の歴史的、文化的文脈の上で思考の枠組みとして編成される二つのジャンルが、お互いに異なるベクトルを作動させてしまったことになる。

「在日朝鮮人文学」については、その領域に対する承認が得られた途端、承認する側によって「われわれの問題」として考えなくてもよいものとして処理され、海の向こうの文脈へと追いやられるベクトルの作動が本格化する。一方「原爆文学」の場合は、日米関係だけでなく、「朝鮮人」被爆者を意識した、被害／加害の枠組みが見出されたとしても、それがむしろ強力なナショナルな枠組みへの包摂を生み出すベクトルを作動させてしまうわけである。しかし、ここでもう一つ考えなければならないのは、日韓国交正常化をめぐる議論に節合されることの多いジャンルの問題が、はたして謝罪する（加害）／される（被害）という枠組みを軸にしていたのかどうかという点である。ここには、研究者の立ち位置からの遠近法が作動している可能性があるからである。それを考えるための手掛かりとして、川口の以下の説明を読んてみよう。

（栗原貞子：高）「ヒロシマというとき」において、侵略の記憶とは、一体誰が、誰に向かって、いかなる目的ゆえに想起されているのであるのか。「アジア」との応答、交換の遂行的作業によって「日本」「日本人」という主体が構築されるのだが（中略）ナショナルな表象から零れ落ちる存在は、糾

弾する「アジア」と謝罪する「日本」（＝ヒロシマ）の狭間に追いやられることで、さらなる沈黙を余儀なくされよう。こうした論理の延長において、例えば「朝鮮人」被爆者への言及がされたとしても、謝罪される「アジア」に属する「朝鮮人」被爆者と謝罪すべき側に属する「日本人」被爆者、といった截然とした分断線の挿入を介することで、「ヒロシマ」の記憶はナショナルな枠組みへと一元化されるに違いない。

まず、ここでいう「アジア」は、「日本」の侵略を受けた側として想定されている。その代表的な例として「朝鮮人」の問題が召喚されることになる。上記の説明は「原爆文学」ジャンルの領域化について説明する過程で見出された構図であるが、日本帝国時代に朝鮮半島内にとどまっていた朝鮮人の場合、対「アジア」との問題はより複雑なものになる。なぜなら、朝鮮人は日本の臣民としてアジア・太平洋戦争や第二次世界大戦にかかわっていたからである。そこに「戦争責任」と「植民地支配責任」を同じレベルで議論することの難しさがあるのだが、とりわけ一九六〇年代半ばを分析対象とする場合、ベトナム戦争に派兵している韓国軍の問題も複雑に絡んでくることになる。

本論の第二章でふれたように、小田実をはじめ、初期ベ平連メンバーが、ベトナム反戦運動に「沖繩の問題」や「日韓の国交回復」問題などの「色がつく」のを警戒していたのは、「普通の市民」の感覚を強く意識していたからである。それは、小田実自身も例外ではない。小田は、韓国政府から、一九六三年「八月一五日式典」に招聘された。当時の韓国で、小田実は若い層を中心に

大人気であった。彼の『何でも見てやろう』が、一九六二年度非小説部門の一位となっていたのである。一九三二年大阪生まれ、「それも在日朝鮮人が多く住む地区のそは」で育ったという小田は、軍事情権の招聘を契機に、自らが朝鮮戦争以後「いつのまにか」朝鮮のことを「忘れ去り始めていたのだ。いや、正直に言う」と、問題があまりにも重苦しいがゆえに、深入りするのを無意識的に避けてきたのだろう。「韓国の問題はすべてあの軍事情権が解消してから考えればいいのだ、極端に言えばそこまで問題を還元してしまっていた」ことに気づく。

しかし、日本の植民地支配から「解放」されたことを記念する式典への参加は、「加害／被害」の構図よりは、新たな日韓関係の模索への契機となる。小田は、韓国政府が用意した一〇日間におよび公式日程の後、二〇日の間、「通訳」なしで、外国からの観光客がほとんど訪れることのない韓国の地方都市や農村などを旅行した。『中央公論』に掲載された「それを避けて通ることはできない―韓国・その現実と未来―」は、その時の記録である。このエッセイは韓国語訳され、『京郷新聞』に「韓国も見た」というタイトルで、一九六三年一〇月二日から一月四日の間に、全九回にわたって掲載された。このエッセイによると、小田とほぼ同世代の三〇代、そして、その上の世代の多くが日本語で会話が出来た当時の韓国の状況は、彼にとつて決して居心地の良いものではなかったようである。

三十歳以上の韓国人はもちろん日本語を流暢に話すが、彼らと英語で話すときと日本語で話すときには、微妙な差異が

あった。一口に言うと、英語で話すときには「昔の……」が飛び出さないのだが、日本語の場合には、「昔の……」がそれこそ過去の重苦しい記憶、歴史の重みをぞろぞろとその背後にひきつれて現われ出て来るのだった。おそらく、母国語で話すとき、人は母国の歴史の文法に組み込まれてしまうのだろう（それを避けて通ることはできない―韓国・その現実と未来―、『中央公論』一九六三年一月）

小田は「ふつうなら相手が判るときには日本語で話す」ことを選んできたが、日本語の流暢な韓国人の人々との会話に多発する「昔の……」を切り離す「ために英語での会話を選択する。韓国人による日本語の発話そのものに刻まれている帝国日本支配の記憶が、彼の言う何かの「問題を論じる」上でじゃまになると感じたようである。一九六三年韓国の「解放」記念式典と旅行を経験した後、彼が言い出すのは「経済」関係に基づいた「強大な日本」という言葉である。彼は、対旧植民地意識について、「戦前派と戦後派の差異をあきらかに認めた」上で、「強大な日本」は、過去に朝鮮に君臨した支配者としての日本のイメージに決して結びついてはいない「ものであると強調している。この文脈で「戦後」という言葉が直接的に使われることはないのだが、その後の日本は「植民地支配というようなばかげたものにもたれかかることなしに」「成長して来た」という。その強大さが「軍事力それではない」とわざわざ付け加えていく文脈、そして韓国を「アジアの新興国の一つ」として位置付けながら、日韓の新たな位階関係を意識する必要があることが語られていくのである。このよう

な見方は、一九七二年の李恢成との対談にも繰り返して表れ、しかもそれを「在日文学」を「一つのアジア文学」としてとらえる方向へと展開してみせる。「日本といつでも比較するんじゃないくて、ほかのアジアの一国の中の問題というものを考える必要がある」と述べ、「過去」を媒介とする日本との結びつきを切り離そうとする。

このような論理から考えると、韓国が属している「アジア」は、「強大な日本」と位階構図に置かれることになる。川口が批判的に捉えた「原爆文学」ジャンルの領域化を支えるはずの「謝罪する日本」と「糾弾するアジア」という構図は、日韓国交正常化の問題を議論する場に限定した形で見られる現象である可能性すらある。だとすれば、このような加害／被害構図をささえとしながら「原爆文学」の「国民文学」への回路を確保するのは非常に厳しいといわざるをえない。なぜなら、小田の言葉からは「小田実」という個人のレベルで還元しにくい形で、当時のベトナム戦争報道における「アジア」言説と類似した構図が見られるからである。

4 アジアのなかの日本・アジアを失った韓国

ベトナム従軍記者における「アジア」言説は、戦場の最前線にいた「兵士」を媒介に構造化されることが多い。読売新聞の特派員であった日野啓三は、植民地朝鮮で小中学校時代を過ごした。

日野は、読売特派員としてソウルに赴任し、一九六〇年「四・一九」学生運動などを取材した経験を持っている。一九六四年一月、日本のメディアが本格的にベトナム報道体制作りに乗り出し

た時期にベトナムに渡った彼は、ベトナムと同じ「文明圏」に属していることが「日本人特派員の何よりの有利な条件」であったと述べていた。『ベトナム報道』（現代ジャーナリズム出版会、一九六六年）で日野は、ベトナム人記者との逸話をとおして、ベトナムでの日本人と韓国人の異なる位置関係を紹介した。日本人記者には「ほとんど同族の親近感めいた感情をもっていた」のに対し、「韓国軍がサイゴン川に上陸して、歩武堂々と行進してくるのを眺めながら（外国人雇い兵どもめが）とべつと地面に唾を吐いてみせた」という。ここから浮彫になるのは、ベトナムと日本の親密さと、それとは対比的なベトナムと韓国の間にある埋められない溝である。

それは、ベトナム反戦活動を牽引していた『週刊アンボ』の亀山旭「ベトナムの韓国兵」（第六号、一九七〇年一月二六日）からも確認できる。「当時、日本人記者はアメリカ人記者や韓国人記者と違い、サイゴンでも地方でも、かなり自由に取材できた」が、特に「地方に出かけるときは車のフロントガラスにベトナム語で「報道」を意味する「BAOCHI」の標識とともに、日の丸をつけた」と述べている。ベトナムの戦場で「日の丸」がお守りとして機能していたことは、他の従軍記にも多くみられる。亀山が、ベトナム戦争が終わりを迎えていた一九七二年に、日本が「南ベトナムに派兵してはいけないことを金科玉条のように思いこみ、ベトナム人が日本人を高く評価していると考ええるのも、また思い上がりだった」（『ベトナム戦争—サイゴン・ソウル・東京—岩波新書）と述べているように、ベトナム戦争報道には日本帝国の記憶、とりわけ、侵略的占領に対する賠償すらも、肯定的に解釈する回路が

作られていた。

開高健の『ベトナム戦記』（朝日新聞社、一九六五年）では、ダム川をせきとめて賠償のリース・ダムをつくった日本工営の人から、NLP⁽²⁵⁾との交渉の際に、「われわれは日本人である。賠償でダムをつくっている。ベトナム戦争には何の関係もない」と語り、ダム工事が「この国を益する」行為であると相手を納得させたという話を紹介している。それは、小田実の韓国旅行記とはかけ離れた構図である。小田は、「他の国では、中近東の物騒な田舎を歩いていたときでも、なんと言えればいいか、たとえばそこで暴動が起り、無政府状態となっても、（私は日本人だから）大丈夫だ」という意識があった。韓国では、逆だった。東海岸の三陟^{サンポ}では、日立の人たちが六十人ほど合宿生活をして発電所をつくっていたが、その人たちは、そうした恐怖感を口々に言った。（いつでも、みんなに監視されているような気がするのです）」と述べている。

「ベトナム」を媒介に、侵略戦争の主体である「アメリカ」やその「傭兵」である「韓国」とは違う「日本」、すなわち「ベトナム」と親密圏にある「日本」の前景化は、わずか二〇年前には、日本帝国軍の兵士として、北ベトナムに上陸した可能性のある「植民地朝鮮出身の兵士―韓国軍」との記憶を後景に追いやることによって実現するものである。このような枠組みとパラレルな形で、ベトナム、韓国をはじめとする、アジアの国々との国交正常化の実現が、日本によるアジアへの新たな経済的な膨張をめぐる免罪符として機能していったことになったといえよう。

北ベトナムへの潜入取材に成功した大森実も、『北ベトナム報

告』（毎日新聞社、一九六五年）において、米軍の精鋭たちが「共産主義を憎む」ことを知っていても、「アジアの民衆心理を理解する」ことは出来ないこと述べ、ベトナム戦争はB52やナバーム弾では解決できないと強い口調で米軍批判を展開していた。「日本の現在の繁栄と平和」を守り抜くことの大切さを強調しながら、「われわれと同じ皮膚の色」をし、共通点も多い「アジアの人々の、平和を一日も早く取り返すために」、日本人は努力すべきであると述べる。

日本語メディアにおいて、殺戮を行わないため、戦争責任を負うことのない「日本人」とは違い、「米兵」と「韓国兵」の戦争犯罪は厳しく追及される。吉永為五郎「経済大国の東南アジア進出とそのあとにくるもの」（『週間アンボ』第9号、一九七〇年一月二六日）のように、日本における「ベトナム特需」が日本の「独占資本を潤す」と述べながら、ベトナム人が「戦後二十五年たつて、日本がまたもや「大国意識」をひけらかし、経済面でのさばりはじめやがった」という感情を持つようになったこと、日本の「経済侵略への反感・恐れ」が「日本軍国主義復活に対する警戒心につながってゆく」と述べる論者は少なかつたようである。また、亀山旭「ベトナム戦争―サイゴン・ソウル・東京―」（『岩波新書、一九七二年』）のように、日本の植民地支配責任を明確に述べながら、「韓国はベトナム人の心を失った。他国へ兵隊を派遣し、他民族を殺したことの代償」は、「韓国人自らが支払わなければならないまい」と韓国軍の戦争責任を追及する論者もやはり少数であった。

米軍や韓国軍のベトナムにおける戦争犯罪をもっとも早い段階

で伝えたのは、日本のメディアである。ベトナム報道と運動する形で展開されたのは反戦運動だけではない。旧日本軍兵士たちの記憶も復活することになる。大岡昇平の『レイテ戦記』は、一九六五年から執筆の準備に入り、一九六七年から一九六九年にわたって『中央公論』に連載され、一九七一年に単行本化される。その献辞は、「死んだ兵士たちに」である。この戦記には膨大な兵士が登場する。また、地名索引・人名索引・部隊名索引、他に書誌・年表・部隊編成表をあわせると、約一〇〇頁を超えるほど、多くの旧日本兵―死んだ兵士が召喚される。もちろん、この本は旧日本兵の戦争責任を問うためのものではない。この本からは、ベトナム報道―新聞報道と類似した方法、すなわちたくさんの取材をとおして構成され、「兵士」の視点からありのままの歴史を記そうとする姿勢が見られる。メディア報道との違いがあるとすれば、兵士個人に戦争責任の問題を介在させないところにある。

本論の導入でとりあげた堀田善衛の『審判』は、水溜真由美の指摘とおり「兵士の戦争責任を問う視点」を「初めて日本文学の中に持ち込」んだ作品でもある。よく知られているように、この作品の特徴は、広島・長崎への原爆投下にかかわった旧米兵「ポール・リポート」と、日中戦争に参戦し、中国人の老婆を虐殺した旧日本兵「高木恭介」の罪（悪感）が対比的に扱われているところにある。水溜真由美は、恭介による「中国人虐殺の罪」は、ポールの「原爆投下の罪の固有性を浮き彫りにする重要な意味を持っている」と述べてつも、中国人虐殺の罪が単純に原爆投下の罪を「よりよく認識するための単なる参照項にすぎないわけではない」ことを強調している²⁶。

しかし、問題は、作品において異なる形で処理される両方の贖罪の方法にある。『審判』の最後でポールは広島を訪問し、「ワタシ：クシハ：オニー：デスー：」と叫びながら広島をさまよっている。結局は平和大橋から飛び降り自殺をする。彼の罪（悪感）は自死をもつて処理されるわけである。それに対し、恭介は異なる形で回復に向っていく。恭介は姪の唐見子にだけは自分の罪を告白している。中国人老婆をレイブした上官の志村が、恭介に老婆の殺害を命じる。恭介は、彼女を銃で殺害したあと、「私と他の兵とで、この老婆をかついで行って、穴に捨てた」が、その「穴」のなかで、老婆はさかさまになり、両脚を「く」の字型に曲げたまま、凝つと穴の上を、つまり私を凝視していた」ことが頭の中に刻まれ、忘れられない。結局、原因不明の状態で両脚が「く」の字型に曲げたまま―固まってしまい、入院することになる。まるで「老婆」の呪いであるかのようにも見られるこの状況は、姪の唐見子によって転換される。

彼女（唐見子：高）はまた男の性慾というもののむき出しなすがたをも、見た。恭介の着更えを手伝っていて、「く」の字型に拘縛した両脚のまんなかに、白昼、どう仕様もなく物のように勃起してしまつた恭介の男根を、見た。（中略）けれども、病室をはなれて、唐見子は、今度は自分に、あの水びたしにされ下腹部を膨張させ両脚を曲げ、性器をまる出しにして穴に投げ落とされた老婆がのりうつつて来るのではないか、と怖れた。彼女は、次第に恭介の人生を生きることになつて行つた。

唐見子が、老婆の足と同じように固まったままの恭助の身体から「性欲」を「見た」場面は、彼女が「穴のなか」の老婆の身体に自分の身体を重ねる形で「老婆がのりうつって来る」可能性に脅える場面へと展開される。この問題については繊細な議論が必要であるが、ここで簡単に整理すると、結局、恭介が「中国人老婆がのりうつった」唐見子の身体を媒介に回復へと向うことが問題なのである。恭介の中国での戦争犯罪が、血統主義に基づいた国籍≠民族の境界を作り出す日本語の文脈において、近親相姦によつて解消されてしまうのである。これは自分が原爆を落とした地域を訪れ、さらに深い絶望に陥るポールが、自らの命を差し出す構図とは明らかに違うと言わざるをえない。恭介は過去の他者に対面することはなく、日本の領土内で、戦争犯罪とは無縁と想定される無垢な日本女性の身体を媒介に、戦争犯罪を処理していくのである。

「原爆」をめぐる想像力の枠組みが、歴史的・社会的・文化的な文脈と深いかかわりを持ちながら編成されてきたことはよく知られている。「原爆文学」という領域の承認をベトナム戦争や日韓国交正常化とあわせて考える場合、そこから浮かび上がる「アジア」は今とは異なる構図であつたことを意識しなければならぬ。今年、安全保障関連法案の問題と絡む形で、戦後七〇周年、日韓国交正常化五〇周年、ベトナム北爆五〇周年、ベトナム戦争終結四〇周年などの、さまざまな過去の記憶が召喚され、それが互いに錯綜する形で闘争の言語が模索されていた。その中で、特に、憲法九条をめぐる議論の場では、「戦後」日本が「平和国家」

であつたという主張が多くみられた。「平和」という言葉を安定した形で使用するためには、沖縄基地の問題やアメリカ主導の戦争への資金提供、朝鮮戦争やベトナム戦争から得た利益の問題などを後景に追いやらざるをえないことが垣間見られる。

このような状況だからこそ、「原爆」の枠組みへの想像力について、「アジア」言説と節合せせる形で考えざるを得なかつた。しかし、堀田善衛『審判』に刻まれている中国への侵略戦争の記憶が、一九六三年に作られた「漢字文化圏」という造語の周辺にも可視化されていることについて充分な議論ができなかつた。古いアジア圏における経済的・文化的・軍事的な侵略者としての「中国」表象を編成する形で立ち上がる「漢字文化圏」をめぐる議論⁷⁾は、「原爆文学」や「在日文学」をめぐる議論と同じ時期に起きており、そこで使われる「アジア」言説もやはり両方と同様な土台の上に置かれている。それについては今後の課題としたい。

注

- 1 風媒社、一九七三年。
- 2 イーザリがどのような流れで日本のメディアに紹介されるようになったかについては、佐藤とよ子『「原爆ヒーロー」エザリーの神話』(朝日新聞社、一九八六年)を参照した。
- 3 日本語翻訳をめぐる経緯については、篠原正瑛「訳者あとがき」『ヒロシマわが罪と罰』(筑摩書房、一九六二)を参照した。
- 4 『スター・テレグラム』をはじめ、欧米におけるメディアが伝える記事内容については、佐藤とよ子『「原爆ヒーロー」エザリーの神話』(朝日新聞社、一九八六年)を参照した。

- 5 「アメリカと日本と核戦争の倫理的諸問題の間の関係を探求した日本の原爆文学作品が、少ないとはいえそれなりの数存在していた。興味深いことにこれらの作品はすべてクロード・ロバート・イーザリー少佐という実在の人物を取り上げている。彼は、エノラ・ゲイ号とともに広島上空を飛行した気象観測器（ストレート・フラッシュ号、トランプではなく水洗トイレに因んだ名称）の有名なパイロットで、彼の後年の精神病は（誤ってではあるが）もっぱら広島任務に帰せられている。（ジョン・トリート『グラウンド・ゼロを書く―日本文学と原爆―』水島裕雅・成定薫・野坂昭雄監訳、政法大学出版局、二〇一〇年、五一―五頁）。
- 6 黒古一夫「解説」（『日本の原爆文学』⑦ いいだもも ほるぷ出版、一九八三年）。
- 7 鶴見俊輔『戦時期日本の精神史』（岩波書店、一九八二年）。
- 8 平野謙「解説 現代における個人の責任」（『堀田善衛全集』6 筑摩書房、一九七五年）。
- 9 黒古一夫「解説」（前掲）。
- 10 『資料・「ベ平連」運動』上巻（河出書房新社、一九七四年）の五九頁には、広告全文と日本語訳が収録されている。
- 11 例えば、開高健『ベトナム戦記』（朝日新聞社、一九六五年）と日野啓三『ベトナム報道 特派員の証言』（現代ジャーナリズム出版会、一九六六年）。ただし、本文における日野の発言後に明記したページ番号は講談社文芸文庫版（二〇一二年）を使用した）には、岡村からベトナムでの取材方法や情報提供などをうける場面などが出てくる。たとえば、日野は「岡村昭彦氏のように、すでに早くからベトナム問題に対するたしかな認識と、使命感をもって取材にあたったものもある」（一二四）と述べながら彼自身をふくめ他の特派員たちとの違いを強調している。
- 12 岡村昭彦『岡村昭彦写真集 これがベトナム戦争だ』（毎日新聞社、一九六五年）。
- 13 日野啓三『ベトナム報道 特派員の証言』（前掲）。
- 14 吉川勇一『ベトナム戦争と平和の組織―平和運動組織論の再検討』（『月刊新世界』、一九六五年七月）。
- 15 いいだもも「ベトナム戦争と日本人」（全電通、一九六五年一〇月二日）、鶴見俊輔・開高健・小田実編『平和を呼ぶ声 ベトナム反戦・日本人の願い』（番町書房、一九六七年）に所収。
- 16 「寄せられた声々 第四編 主婦・婦人の声」には、「息子と共に闘ってきました」や「原爆をおとされた国の人間」のように、原爆の被害を強調した文章が見られる。（鶴見俊輔・開高健・小田実編『平和を呼ぶ声 ベトナム反戦・日本人の願い』前掲）に所収。
- 17 川口隆行『原爆文学という問題領域』（創言社、二〇〇八年）。
- 18 テッサ・モリス・スズキ『帰国事業』の影をたどる 北朝鮮へのエクソダス（朝日新聞社、二〇〇七年）一四―一六頁などを参照。
- 19 テッサ・モリス・スズキ（前掲）、二五七頁などを参照。
- 20 金泰植「在外国民国政参政権と在日朝鮮人の国籍をめぐる政治」（獨協大学国際教養学部『マテシス・ウニヴェルサリス』第一三巻第二号、二〇一二年三月、一〇〇頁）を参照。
- 21 金英達『在日朝鮮人の帰化』（明石書店、一九九〇年）を参照。
- 22 李孝徳「ポストコロナルの政治と「在日」文学」（『現代思想』二〇〇一年七月）を参照。
- 23 前掲の論において李孝徳は「在日朝鮮人作家の文学作品が「在日朝鮮人文学」として戦後の日本社会で可視化され、認定されたのはそう

古いことではなく、一九六〇年代後半から七〇年代初頭にかけてのことである、といくぶん作業仮説的な意味合いを込めて主張したい」と述べている。

24 「在日」の書き手の「民族籍・国籍」をめぐる日本、韓国、北朝鮮の攻防に、冷戦とグローバル経済の問題が如何に接続され、文化政治の場を動かしていたのかについては、拙稿「多民族国家日本」(対部直・黒住真・佐藤弘夫・末木文美土編『岩波講座 日本思想』第三卷、岩波書店、二〇一四年)で詳論した。

25 NLP (National Liberation Front 民族解放戦線)のこと。当時の文献では、ベトナムあるいは北と記されることが多い。

26 水溜真由美「堀田善衛『審判』論——原爆投下の罪と裁き」(『北海道大学文学研究科紀要』第一四三号、二〇一四年七月)。

27 拙稿「グローバルバリスムが呼び覚ました「ゾンビ」に遭遇した時——ベトナム戦争・日韓国交正常化常化・漢字文化圏の交錯を手掛かりに」(汪暉・王中忱編『區域』VOL. 3『社会科学文献出版社、二〇一四年一月、中国語)で詳論した。